

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 令和8年 3月16日	
厚生労働大臣 殿	
(ふりがな) かぶしきがいしゃ あさいこうむてん	
②届出者 氏 名 株式会社 浅井工務店	
だいひょうとりしまりやく あさい としかず	
代表取締役 浅井 俊和	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	23-ユ-303276
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ あさいこうむてん
④氏 名 又 は 名 称	株式会社 浅井工務店
⑤所 (ふりがな) 在 地	〒464-0855 電話 052 (741) 4011
	あいちけんなごやしちくさくちくさとおり
	愛知県名古屋市千種区千種通六丁目29番地
⑥適用開始・変更予定日	令和8年 6月 1日
⑦届出・変更届出内容	本店手数料表 別紙手数料表による
⑧備 考	

様式第 3 号（裏面）

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第 3 2 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を 記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第 3 号参照）に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

手 数 料 表
(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>無料</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は、求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
入社後の自己都合退社に伴う返戻金制度	返戻金制度 採用決定者が入社後3か月以内に、本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。 (1)入社後、1か月未満に雇用契約が終了した場合 80% (2)入社後、1か月以上2か月未満に雇用契約が終了した場合 50% (3)入社後、2か月以上3か月未満に雇用契約が終了した場合 30%

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

23-ユ-303276

許可番号

事業所の名称及び所在地 愛知県名古屋市中千種区千種通六丁目29番地 株式会社浅井工務店 総務部職業紹介係

